

奈良県公報

目次

ページ

○特約業者の指定の取消し	一	○開発行為に関する工事の完了	五
○結核指定医療機関の指定	一	○物品購入等に係る競争入札参加資格等に関する公示	五
○貸金業の規制等に関する法律第三十七條第一項の規定に基づく登録の取消し	二	○一般競争入札の実施	九
○土地改良事業の施行同意	二	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	二	○選挙管理委員会告示	一四
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	三	○平成十六年九月八日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	一四
○物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号）の一部改正	三	○平成十六年九月八日現在における県の議会の議員の選挙の添上郡奈良市選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	三		
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	四		
○平成十六年度奈良県林業改良指導員資格試験の実施	四		
○同一敷地内にあるとみなされた二	五		

以上の構えを成す建築物に係る一

団地の区域

○開発行為に関する工事の完了

○物品購入等に係る競争入札参加資格等に関する公示

○一般競争入札の実施

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施

○選挙管理委員会告示

○平成十六年九月八日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

○平成十六年九月八日現在における県の議会の議員の選挙の添上郡奈良市選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

告示

奈良県告示第三百七号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第一百十條第二項の規定により、奈良県奈良県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。
平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
株式会社目見田商事	目見田友義	生駒市小明町一五四七番一	平成十六年五月三十一日

奈良県告示第三百八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。
平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日

- 政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等 一四
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 一五
- 政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等 一六

出のあった政治団体の名称等
○政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等 一六

医療法人康成会藤原京 クリニック	檀原市四分町二三番地	平成十六年八月十日
尾崎整形外科医院	大和高田市大字神楽一九〇一五	平成十六年九月一日

奈良県告示第三百九号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次の者の登録を取り消した。

平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 被処分者

商号又は名称 相州屋

氏名 岩尾 清正

主たる営業所の所在地 檀原市内膳町四丁目四番三号

登録番号 奈良県知事（七）第〇〇一五四号

登録年月日 平成十四年二月二十四日

二 処分年月日

平成十六年九月十五日

奈良県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年九月八日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

檀原市長	協議者	事業名	地区名
		水と農地活用促進事業（用排水路）	雲梯地区

安曾田 豊	整備	
檀原市長 安曾田 豊	水と農地活用促進事業（農道整備）	葛本地区

奈良県告示第三百十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 区域の名称

月瀬（ハ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

添上郡月ヶ瀬村大字月瀬四四五番一

〃 四四二番一 一号

〃 四四九番一 二号及び三号

〃 四五一番 四号、五号及び六号

〃 四五二番二 七号及び八号

〃 四六三番 九号及び十号

〃 四六五番三 十一号

〃 四八八番 十二号

〃 四八九番三 十三号

〃 五一三番一 十四号

〃 五一一番一 十五号及び二十二号

〃 五一四番 十六号

〃 一六七〇番 十七号及び十八号

〃 十九号

一六六九番 二十号及び二十一号

奈良県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百十三号

物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

第二条第一項第四号中「資格審査」を「次項」に、「年の二月一日」を「日の属する月の初日」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「資格審査を受けようとする者」を「申請」に改め、「の各号」を削り、「、知事に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の資格審査を受けようとする者は、知事に申請しなければならない。

4 第二項の申請は、毎年十一月一日から同月末日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。ただし、当該申請期間経過後においても知事が別に定める期日に資格審査の申請を行うことができるものとする。

第四条第一項中「前条第一項の通知をした日の属する年の四月一日から翌々年の三月三十一日まで」を「定期申請（第二条第四項本文の申請をいう。以下同じ。）にあつては、前条第一項の規定による通知をした日の属する年の翌年の一月一日から三年間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、追加申請（第二条第四項ただし書の申請をいう。）にあつては、前条第一

項の規定による通知をした日の属する月の翌月の一日から直前の定期申請により入札参加資格を得た者の有効期間の末日までとする。

第四条第二項中「第二条第三項ただし書及び同条第四項」を「第二条第五項」に、「前条第一項の通知をした日の直前に第二条第三項本文の規定により申請書を受理され、」を「当該資格を得た日から直前の定期申請により」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（以下「改正前の規程」という。以下同じ。）による入札参加資格を有している者の入札参加資格の有効期間は、改正後の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程第四条第一項の規定にかかわらず、改正前の規程第四条第一項の規定により平成十七年三月三十一日に当該有効期間が終了する者にあつては平成十七年十二月三十一日まで、同項の規定により平成十八年三月三十一日に当該有効期間が終了する者にあつては平成十八年十二月三十一日までとする。

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十一第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人徳真会	橿原市飯高町上西殿一六	児童短期入所事業たけのこ	橿原市飯高町上西殿一六	短期入所	平成十六年九月十六日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。
平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名称	社会福祉法人徳真会	事業者の主たる事務所の所在地	社会福祉法人徳真会	事業所の名称	知的障害者短期入所事業のためのこ星	事業所の所在地	社会福祉法人徳真会	居宅支援の種類	短期入所	指定年月日	平成十六年九月十六日
事業者の名称	社会福祉法人ちいるば人ちいるば会	事業者の主たる事務所の所在地	生駒郡三郷町勢野北五〇一	事業所の名称	ちいるば生活支援センターG・H	事業所の所在地	生駒郡三郷町立野南一	居宅支援の種類	地域生活援助	指定年月日	平成十六年九月十六日

奈良県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月奈良県条例第二十号。以下「条例」といいます。）に基づき、平成十六年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施します。
平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 試験期間
平成十六年十一月十五日（月曜日）及び同月十六日（火曜日）
- 二 試験場所
高市郡高取町吉備一 奈良県森林技術センター

三 試験の方法及び項目

- 1 試験は、筆記試験及び口述試験とします。
- 2 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識を有するか否かについて行い、口述試験は、社会常識及び林業改良指導員として必要な能力について行います。
- 3 筆記試験の試験項目は、次のとおりとします。ただし、選択項目については、受験者の選択する一項目について行います。

必須項目	選択項目
一 林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）	一 森林保護 二 森林機能保全 三 林産 四 特用林産 五 林業機械
二 普及方法	

四 受験資格

条例第二条及び第三条に該当する者

五 受験手続

- 1 提出書類
奈良県林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和三十三年四月奈良県規則第十六号）第二条第一項に規定する書類
- 2 提出先
奈良市登大路町三〇番地 奈良県農林部林政課地域林業グループ
- 3 受付期間
平成十六年九月二十一日（火曜日）から同年十月二十二日（金曜日）まで
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。
（郵送による場合は、平成十六年十月二十二日付けの消印のあるものまで受け付けます。）

4 その他

受験願書を郵送により提出する場合は、八十円切手をはった返信用封筒を同封の上、封筒の表に「奈良県林業改良指導員資格試験願書在中」と朱書し、書留郵送としてください。

六 受験票の交付

願書を受理したときは、受験者に受験票を交付します。

七 受験手数料

二、六〇〇円（奈良県収入証紙二、六〇〇円分を受験願書にはり付けてください。

八 合格発表

試験実施後一月以内に試験合格者の氏名を奈良県公報に記載するとともに、試験合格者に合格証書を交付します。

九 その他

この試験についての問い合わせは、奈良県農林部林政課において受け付けます。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す建築物に係る一団地の区域は、次のとおりです。

なお、当該区域を表示した図書を奈良県土木部建築課において一般の縦覧に供します。

平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 認定番号

建第三三七号

二 認定年月日

平成十六年八月三十日

三 一団地の区域

香芝市真美ヶ丘七丁目二番二の一部、二番四、二番五の一部及び二番六一

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年五月二十日第七四一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月九日第六〇九六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月九日第三四八六号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市今井町三丁目二番地ノ一の一部、二番地ノ二、二番地ノ三及び一三番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町一五三番地ノ二

有限会社ハウジングシカヤ 代表取締役 木山たづ子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市今井町三丁目二番地ノ二、二番地ノ三及び一三番地ノ二

下水道 橿原市今井町三丁目二番地ノ三及び一三番地ノ二の各一部

平成十七年、平成十八年及び平成十九年において奈良県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 業種区分及び調達をする物品等又は役務の種類

競争入札の参加資格を得ようとする者の業種及び調達する物品等又は役務の種類は、別記の営業種目区分表のとおりです。

二 競争入札の参加資格の審査を受けることができない者

物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号。以下「規程」といいます。）第二条第一項各号のいずれかに該当す

る者は、競争入札の参加資格の審査を受けることができません。

三 申請の時期

1 受付期間

- (一) 規程第四条第一項本文に規定する定期申請（以下「定期申請」といいます。）
平成十六年十一月一日から同月三十日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。）と
します。
- (二) 規程第四条第一項ただし書に規定する追加申請（以下「追加申請」といいます。）

平成十七年一月から同年十月までの各月第一、第二及び第三水曜日（その日が
休日に当たる場合は、翌日）としますが、できる限り前号の期間に申請してくだ
さい。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（
平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の入札に参加するた
めの申請をする場合にあつては、この期間に限りません。

2 受付時間

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとします。

四 申請の方法

1 申請書の配布及び問い合わせ先

競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）（以下「申請書」といいます。）は、
平成十六年十月一日から平成十七年十月十九日まで、次の場所において競争入札の
参加資格を得ようとする者に配布します。なお、申請書の郵送による配布を希望す
る者は、日本工業規格A列四番の書類が入る返信用封筒（送付先を記入の上、二百
円分の切手をはってください。）を提出して請求できます。また、奈良県ホームベ
ージの「申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。申請に関す
る問い合わせも次の場所で受け付けます。

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地
奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟一階）
電話（代表）〇七四二一二七七八九〇八（直通）

2 申請書の提出方法等

競争入札の参加資格は、奈良県のすべての調達機関（本庁、出先機関、県立高校、
警察、病院等）の調達に有効なものとなりますので、申請書に次の書類を添付して、
奈良県出納局総務課に提出してください。この場合において、申請者又は申請書の
内容について説明できる者が持参して提出することとし、郵送による申請書等の提
出はできません。

- (一) 使用印鑑届（所定の様式によります。）
- (二) 誓約書（所定の様式によります。）
- (三) 登記簿謄本（法人の場合に限ります。）
- (四) 前年度の財務諸表（法人にあつては申請書提出時前に終了した直近の事業年度
に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書を、個人にあ
つては申請書提出時前に提出した直近の所得税確定申告書の写しをいいます。）
- (五) 県税の納税証明書（奈良県に納税義務の生じた県税に滞納がないことが証明さ
れた書類をいい、県内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、申請書提出
時前の一年間において本店の所在する都道府県に納税義務の生じた事業税の納税
証明書をいいます。）
- (六) 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税について未納の税
額がないことが証明された書類をいいます。）
- (七) 特約店又は代理店であるときは、これを証明する書類
- (八) 営業に関し、許可、認可等を必要とするときは、これを受けたことを証明する
書類
- (九) 契約に関し、営業所等に権限の委任がなされているときは、その委任状（所定
の様式によります。）
- (十) 印刷製本業務調書（印刷の業種で登録を希望する場合に限るものとし、所定の
様式によります。）
- (十一) 建物管理業務調書（建物管理の業種で登録を希望する場合に限るものとし、所
定の様式によります。）
- (十二) 電算業務技術者等調書（電算業務の業種で登録を希望する場合に限るものとし、
所定の様式によります。）
- (十三) 組合員名簿（協同組合等の組合の場合に限ります。）
- (十四) 登録申請書類受領書（所定の様式によります。）

(七) 登録通知用封筒（日本工業規格A列四番の書類が入る封筒に送付先を記入の上、百四十四分の切手をはり付けたものに限ります。）

3 申請書等の作成に用いる言語

(一) 申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、日本語で記載してください。なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

(二) 申請書等のうち、金額欄については、その金額が外国貨幣を基礎とするものであるときは、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。

五 資格審査の結果の通知

(一) 定期申請 平成十六年十二月下旬に通知書により通知します。

(二) 追加申請 申請書を受理した月の下旬に通知書により通知します。

ただし、三の1のただし書に規定する場合の申請にあつては、その審査の終了後速やかに通知するものとします。

六 入札参加資格の有効期間及び更新手続

1 競争入札の参加資格の有効期間

(一) 定期申請 平成十七年一月一日から平成十九年十二月三十一日までとします。

(二) 追加申請 申請書を受理した月の翌月一日から平成十九年十二月三十一日までとします。

ただし、三の1のただし書に規定する場合の申請をし、参加資格を得た者の資格の有効期間は、資格を得た日から平成十九年十二月三十一日までとします。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間の更新を希望する者は、平成十九年十月中に平成二十年、平成二十一年及び平成二十二年の資格審査の公示を予定していますので、当該公示に基づき申請書類を提出してください。

3 現に入札参加資格を有している者の有効期間

この公示の日において、現に入札参加資格を有している者の入札参加資格の有効期間は、平成十七年三月三十一日に当該有効期間が終了する者にあつては平成十七年十二月三十一日まで、平成十八年三月三十一日に当該有効期間が終了する者にあつては平成十八年十二月三十一日までとします。

七 その他の留意事項

資格審査の結果、資格者は資格者名簿に登録されますが、契約の種類によっては期間中全く入札がないこともあり、また、資格があるからといって必ず受注できるといふ制度ではありませんので、留意してください。

別記 営業種目区分表

大分類	小分類	品目(例示)	
A 印刷類	1 活版・平版印刷	活版印刷、オフセット印刷、シーリング印刷、コロタイプ印刷、シルクスクリーン印刷、スクリーン印刷	
	2 軽印刷	タイポグラフィ印刷	
	3 フォーム印刷	フォーム印刷	
	4 カラー印刷	カラーで原版を作成する(複製・転写)印刷	
	5 地図・航空写真	地図製作(原図作成及び印刷を含む。)、航空写真	
	6 複写	複写真、コピー、マイクロ写真	
	7 製本	製本、表装	
B 文具・事務用機器	1 用紙	和洋紙、感光紙、加工紙、封筒	
	2 文具・事務用品	文房具類(一般の文房具店で取り扱っている用紙類及び事務機器を含む。ただし、事務用調度品を除く。)	
	3 印章	木印、ゴム印、日付印	
	4 事務機器	複写機、タイプライター、製図機器、シュレッダー、軽印刷機、マイクロリターター	
	5 O.A.機器	各種コンピュータ、周辺機器、コンピュータ用品、光ファイバシステム	
	6 事務用調度品	事務机、いす、金庫、ロッカー、移動棚	
C 家具類	1 家具類	タンス、ベッド、応接セット、鏡台、食器戸棚	
	2 室内装飾	じゅうたん、カーテン、ブラインド、暗幕、どん帳、畳ふすま、いすカバー	
	1 書籍	図書、雑誌、刊行物	
	2 教材用具	教材、理科実験器具、実習器具、保育用教材、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム	
	3 運動用具・レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、おもちゃ	
D 図書・教材類	4 楽器	各種楽器、レコード、CD	
	5 標本・美術品	標型、標本、見本、書画、骨とう	
	E 医療・理化学機器	1 医療機器	生体検査機器、検体検査機器、治療用機器、放射線関連機器、手術関係機器、調剤器具、看護器具、歯科用機器、医療用フィルム、医療用ベッド
		2 理化学・計測機器	化学分析装置、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、顕微鏡、気象用機器、音響測定機器、実験台
	F 産業機器類	1 一般工作産業機器	旋盤、プレス、ボール盤、溶接機、研削盤、ボイラー、ポンプ、クレーン、産業用ロボット、送風機、冷凍機、動力伝導装置、油圧・空圧機、自動車整備用機器

F 産業機器類	2 農林畜産機器	農機具(耕うん機、トラクター等)、畜産用機器、林業用機器、製茶機、噴霧器、芝刈機
	3 土木建設機器	ブルドーザー、バックホウ、杭打機、削岩機、ロードローラー、クレーン、ミキサー
	1 家庭用電気器具	家電製品、照明器具、電池、材料
G その他機器類	2 通信機器	電話交換機、電話機、フランクシリン、無線機、電光掲示板、情報伝達表示装置、放送用機器
	3 産業用電気機械・電機設備	発電機、モーター、変圧機、配電盤、屋外・舞台照明器具、空調設備、空気清浄機
	4 厨房機器	調理台、流し台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、業務用冷凍・冷蔵庫、風呂釜等浴槽関係、給湯関係機器
	5 給排水設備・じょうろい処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、集じん装置、排却炉
	6 諸機器	ミシン、編織機、自動販売機、自動券売機、両替機、ガス・石油器具、コインロッカー
	1 アスファルト	アスファルトコンクリート、常温合材、乳剤、ターフ
H 工事用材料類	2 コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路・下水道用製品、陶管、ブロック
	3 骨材	砕石、砂利、玉石、栗石
	4 鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋲管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、電線、弁、バルブ
	5 建材類	木材、瓦、建築金物、塗料、生コンクリート、セメント、ガラス、組立物置、仮設トイレ、仮設用材料
	6 道路用資材	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯、電照式標識、ガードレール
	1 医薬品	人体用・動物用医薬品、ワクチン、血清
I 薬品類	2 化学工業薬品	水処理用薬剤、試薬、ろ過材
	3 防交剤	除草剤、農薬、殺虫剤、殺そ剤
	4 衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、紙おむつ
	1 石油製品	ガソリン、軽油、重油、灯油、潤滑油
J 燃料類	2 ガス類その他	酸素、コークス、木炭、高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、LPGガス
	1 自動車	自動車
K 車両船舶類	1 自動車	バイク、自転車、運搬車、ヘリコプター、ボート
	2 二輪車その他	
	3 車両部品	車両船舶類の部品、タイヤ、バッテリー、自動車整備
L 繊維皮革類	1 被服類	事務服、作業服、白衣、防寒衣、ネクタイ、軍手、帽子

L 繊維皮革類	2 寝具	布団、毛布、敷布、ガーゼ寝巻
	3 靴・かばん	作業靴、安全靴、運動靴、ゴム長靴、地下足袋、かばん
	4 その他	洋品、服地、幕、チント、シート、毛皮、腕章、雨具、ヘルメット、作業保安用品
M 警察・消防用品	1 警察用品	警棒、帯革、手錠、捕縄、鑑識用機械器材
	2 消防保安用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、火災報知機、消火器、化学消火薬剤
N その他	1 百貨	百貨店
	2 写真	カメラ、現像、焼付、フィルム、写真材料、写真撮影
	3 時計・貴金属	時計、金、銀、宝石、眼鏡
	4 食料品	食料品、嗜好品(茶、コーヒー、紅茶)
	5 記念品	バッジ、トロフィー、カップ、銀杯、ネームプレート、ワッペン、鑑札、記念品、贈答品
	6 看板・旗	看板、掲示板、標示板、懸垂幕、のぼり、旗、選挙用品
	7 日用雑貨	家庭金物、荒物、ガラス製品、陶磁器、漆器、清掃用具、せっけん洗剤、大工道具
	8 造園資材	種苗、樹木、芝、肥料、造園石材、造園用品
	9 その他	ダンボール箱、舞台道具、テレビホンカード、動物
	0 賃貸業務	1 賃貸業務
P 不用品買受け	1 不用品買受け	鉄・非鉄金属くず、紙・繊維くず、遺失物
Q 役務の提供	1 建物管理	建物清掃、貯水槽・浄化槽清掃、害虫駆除、除草、室内環境測定、ねずみ駆除、電気保安、冷暖房保守、エレベーター保守、ボイラー保守管理、警備、機械警備、警備員派遣、受付、電話交換、上水道施設の保守管理、下水道(処理施設・管路施設)維持管理、一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分
	2 電算業務	電算業務委託、ソフトウェア開発、入力データ作成、オペレータ派遣
	3 映画ビデオ制作	映画制作、ビデオ制作、スライド制作
	4 検査・分析・調査業務	食品検査、大気・水質調査、臨床検査、環境アセスメント、市場調査、交通量調査
	5 広告・イベント業務	広告の企画、デザイン、車内広告、新聞折込み、催物の企画・運営、会場設営
	6 医事業務	医事業務、病院事務(夜間受付、案内等)
	7 その他	給食業務、運転代行、運転誘導等の委託業務、旅行業、交通信号機保守等、人材派遣、ペーパージャパン他

一般県道大又小川線緊急地方道路整備事業(仮称狭戸トンネル)に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)(第六十七条の五第二項及び第六十七条の六第一項の規定により公告します。なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う土木工事です。

平成十六年九月十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 競争入札に付する工事の概要

1 工事名

一般県道大又小川線緊急地方道路整備事業(仮称狭戸トンネル)

2 工事場所

吉野郡東吉野村狭戸地内

3 工事概要

工事延長 四一・七メートル

トンネル延長 二五メートル(NATM工法)

道路工 一式 仮橋工 一式

4 工事期間

十三の奈良県議会の議決後約十八箇月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者三者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」といいます。)(であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確保を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は、二以上の共同企業体の構成員となることはできません。

1 共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」といいます。)(の出資比率は、いずれも二十パーセント以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は同比率であること。

2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

(一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十五条の規定による特定建設業の許可

を受けている者であること。

(二) 施行令第六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

(三) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

(四) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

所在地 東京都渋谷区渋谷一―一六―一四

(五) 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

(六) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(七) 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

(八) 共同企業体の代表者及び共同企業体の代表者以外の構成員のうち一者（以下「代表者以外構成員」といいます。）にあつては県内に本店又は営業所を有し、かつ、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果（有効期間内にある直近のもの）における土木一式工事の総合評点が千百点以上の者、それ以外の構成員（以下「その他の構成員」といいます。）にあつては県内に本店を有し、平成十六年度の奈良県建設工事入札参加資格の土木一式工事A等級A一グループとして位置づけられている者であること。

(九) 共同企業体の代表者については経営事項審査結果（有効期間内にある直近のもの）の土木一式工事の平均完成工事高は予定価格の三分の二以上、代表者以外構

成員及びその他の構成員については予定価格の三分の一以上のものであること。

(十) 共同企業体の代表者及び代表者以外構成員にあつては、過去十年以内に国内での同種工事（NATM工法によるトンネル工事をいいます。）の元請実績を有すること。その他の構成員にあつては、過去十年以内に国内での同種工事（NATM工法によるトンネル工事をいいます。）の元請実績を有する者又は県が実施するNATM工事技術講習終了者で技術講習終了者整理簿に登録された者（以下「講習終了者整理簿登録者」といいます。）を監理技術者又は主任技術者として配置できる者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、共同企業体の代表者及び代表者以外構成員にあつては出資比率が二十パーセント以上、その他の構成員にあつては十パーセント以上であること。

3 共同企業体構成員は、次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

(一) 共同企業体の代表者は、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、過去十年以内に竣工した同種工事（2の(十)の同種工事をいいます。）の従事経験を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて、入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者に限ります。以下同じ。）

(二) 代表者以外構成員にあつては、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、過去十年以内に竣工した同種工事（2の(十)の同種工事をいいます。）の従事経験を有する監理技術者又は主任技術者（入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者に限ります。以下同じ。）

(三) その他の構成員にあつては、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、過去十年以内に竣工した同種工事（2の(十)の同種工事をいいます。）の従事経験を有する監理技術者若しくは主任技術者又は講習終了者整理簿登録者（現在、奈良県技術講習制度における第三次技術講習を終了した時点と同じ勤務先に雇用されている者に限ります。）

三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする共同企業体は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）に当該共同企業体の構成に関する協定書（以下「協定書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」とい

います。)を添えて知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書、協定書及び資料の様式の配布

申請書、協定書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年九月十七日(金)から同月三十日(木)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)の午前九時から午後五時(同月三十日にあつては、午後四時)まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部道路建設課総務契約グループ(奈良県分庁舎六階)

2 申請書、協定書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年九月二十九日(水)及び同月三十日(木)の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

奈良市登大路町三〇番地

B会議室(奈良県北分庁舎三階)

(三) 申請書、協定書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年十月六日(水)に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった共同企業体は、その理由について説明を求められます。この場合には、十月八日(金)までにその旨を記載した書面を奈良県土木部道路建設課まで持参してください。書面の提出があった場合には、同月十三日(水)までに回答します。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与

競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体に対し、入札説明会を開催し、希望者には設計図書等(図面、仕様書その他の書類をいいます。)を貸与します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年十一月八日(月) 午前十時

2 場所

奈良市登大路町三〇番地

第五〇会議室(奈良県分庁舎五階)

六 入札の方法等

1 入札は、持参によるものとし、郵送及び電送による入札は、取り扱いません。

2 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

七 入札保証金及び契約保証金

奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)に定めるところによりま

す。

八 入札者に要求される事項

1 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

2 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

九 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、虚偽の申請を行った者とした入札及び入札心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。

十 入札中止条件

この入札手続き執行途中で、競争入札参加資格があると確認された共同企業体が三者未満であるときは、その段階で入札手続き及び入札を中止することがあります。

十一 契約書の作成

作成を要します。
十二 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

十三 本契約の成立

この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

落札決定後、議会の議決までの間に、落札した共同企業体の構成員のうち一者以上が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った構成員を除いて協定書を変更した場合において、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め二者以上あるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

十四 予定価格及び調査基準価格の額

1 この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

八二八、四八九、九〇〇円

2 この工事の調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

六四九、五六九、九〇〇円

3 なお、右記1及び2については、仕様書にも記載しています。

十五 その他

詳細は、入札説明書によります。

十六 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等並びに問い合わせ先

千六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部道路建設課総務契約グループ（奈良県分庁舎六階）

電話（直通） 〇七四二一七四九三

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。
なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。
平成16年9月17日

奈良県知事 柿 本 善 也

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

シンチレーシヨンカメラの購入

2 入札物件の数量及び特質

奈良県立奈良病院シンチレーシヨンカメラ 一式

3 納入期限

平成17年3月31日（木）

4 納入場所

奈良市平松一丁目30番1号 奈良県立奈良病院1階中央放射線部

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目E1の医療機器に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の4に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

<p>(4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できる者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であつて、かつ、当該購入等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>〒631-0846 奈良市平松一丁目30番1号 奈良県立奈良病院総務課管財係 電話番号(代表) 0742-46-6001(内線2243)</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所</p> <p>平成16年9月28日(火) 午後2時 奈良県立奈良病院2階小会議室</p> <p>3 入開札の日時及び場所</p> <p>平成16年10月28日(木) 午後2時 奈良県立奈良病院2階大会議室</p> <p>4 入札参加資格審査の申請</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ(県庁主棟1階) 電話番号(代表) 0742-22-1101(内線4718)</p> <p>5 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立奈良病院ソリューションカメラの購入に係る入札書」と朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p>	<p>3 契約保証金</p> <p>契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定(県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をするとともに、調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績証明書及び調達物品を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出書類等に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効</p> <p>この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手続の停止等 この調達に関する苦情申立てに係る処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>9 手続における交渉の有無</p>
---	---

有（入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手続が必要です。）

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

1 Nature and quantity : Purchase of one set of Scintillation Camera, Nara Prefectural Nara Hospital

2 Time Limit of Tender (by hand) : October 28, 2004 2:00 p.m.

3 Time Limit of Tender (by mail) : October 27, 2004

4 Contact point for the Notice : The Property Custody Section General Affairs Division, Nara Prefectural Nara Hospital 1-30-1 Hiramatsu, Nara City, Nara Pref. 631-0846, JAPAN

TEL 0742-46-6001 (extension 2243)

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第六十七号

平成十六年九月八日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十六年九月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中 義雄

五十分の一の数 二二三、一八二人

四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と

を合算して得た数 二五九、八四三人

奈良県選挙管理委員会告示第六十八号

平成十六年九月八日現在における県の議会の議員の選挙の添上郡奈良市選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十六年九月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中 義雄

添上郡 選挙区

九八、六八九人

奈良市

奈良県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年九月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中 義雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
谷かんじ後援会	森博	宮本啓介	吉野郡大淀町今本三七八	平成十六年八月十一日
森下あきら後援会	森下明	野口勝也	高市郡高取町上土佐一	平成十六年八月十八日
坂口友良後援会	坂口友良	坂口友良	北葛城郡広陵町馬見南三一一六一一六	平成十六年八月二十四日
奈良の再生をめざす会	菊岡正博	福田一郎	奈良市あやめ池南二一六一四一一〇	平成十六年八月二十七日

松村ひろし後援会	長谷川秀彦	松村広司	六	大和高田市野口一 二一	平成十六年八月 三十日
----------	-------	------	---	----------------	----------------

奈良県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年九月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党御所市支部	主たる事務所の所在地	御所市中央通り一―一三五―一	御所市櫛羅一一六	平成十六年八月二日
代表者	安川武		西川史郎	
会計責任者	島村幸勝		富士秀子	
自由民主党都祁村支部	主たる事務所の所在地	山辺郡都祁村小山戸一七二七	山辺郡都祁村吐山二〇三	平成十六年八月二日
代表者	北岡忠治		下谷豊藤	
自由民主党奈良				平成十六年八月

（その他の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
歯科技工士連盟支部		歯科技工士連盟支部	歯科技工士政治連盟支部	月二日
代表者	植本昌男	門脇四郎		
代表者	中塚紀隆	寅垣内俊夫		平成十六年八月十七日
代表者	矢追盛賢	森本直樹		
自由民主党奈良県 宅建支部				
代表者	中塚紀隆	寅垣内俊夫		平成十六年八月十七日
代表者	植本昌男	門脇四郎		
代表者	矢追盛賢	森本直樹		

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
奈良県歯科技工士連盟		奈良県歯科技工士連盟	奈良県歯科技工士政治連盟	平成十六年八月二日
代表者	岡富江	牧野諭賀子		平成十六年八月二日
代表者	吉原栄一	浅井智美		
代表者	太田利彦	森本幸雄		平成十六年八月十一日
代表者	太田利彦	森本幸雄		
代表者	田中秀則	金井完守		平成十六年八月十一日
代表者	田中秀則	金井完守		
代表者	田中秀則	松井広八		平成十六年八月十一日
代表者	白木勝雄	永原康男		平成十六年八月十七日
代表者	白木勝雄	永原康男		

小川和俊後援会		会計責任者	矢追盛賢
名称		小川和俊後援会	森本直樹
代表者	鎌田久男	小川和俊そだてる会	平成十六年八月二十四日
代表者	松岡泰夫	竹村右	平成十六年八月二十七日
代表者	大川靖則		

奈良県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年九月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党奈良県第3区支部連合	植田至紀	平成十六年八月七日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松村ひろし後援会	長谷川秀彦	平成十六年八月二十九日

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

森下明後援会	森下明	平成十六年八月十八日
--------	-----	------------

奈良県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年九月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

公職の候補者		資金管理団体	
届出者の氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地
大川靖則	奈良市長	やさしさとふれあいのまちづくりを進める会	奈良市秋篠町八二九大川政春方
			代表者の氏名
			大川靖則
			届出年月日
			平成十六年八月二十七日

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二代

本誌は再生紙を使用しています。